

第3章 保護の実施要領

第1節 基本通知

○生活保護法による保護の実施要領について

〔昭和36年4月1日 厚生省発社第123号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知〕

〔改正経過〕

第1次改正	昭和36年10月21日厚生省発社第314号	第2次改正	昭和37年4月2日厚生省発社第131号
第3次改正	昭和37年12月1日厚生省発社第362号	第4次改正	昭和37年12月22日厚生省発社第398号
第5次改正	昭和38年4月1日厚生省発社第67号	第6次改正	昭和38年9月12日厚生省発社第280号
第7次改正	昭和39年4月1日厚生省発社第72号	第8次改正	昭和39年12月15日発社第245号
第9次改正	昭和40年1月14日厚生省社第28号	第10次改正	昭和40年4月5日厚生省社第143号
第11次改正	昭和41年4月1日厚生省社第68号	第12次改正	昭和42年4月1日厚生省社第157号
第13次改正	昭和42年10月5日厚生省社第265号	第14次改正	昭和43年4月1日厚生省社第184号
第15次改正	昭和43年9月7日厚生省社第267号	第16次改正	昭和43年10月5日厚生省社第303号
第17次改正	昭和44年4月1日厚生省社第97号	第18次改正	昭和44年4月30日厚生省社第106号
第19次改正	昭和44年8月11日厚生省発社第183号	第20次改正	昭和44年10月6日厚生省社第214号
第21次改正	昭和45年2月6日厚生省社第92号	第22次改正	昭和45年4月1日厚生省社第258号
第23次改正	昭和45年10月8日厚生省社第603号	第24次改正	昭和46年4月1日厚生省社第257号
第25次改正	昭和46年9月28日厚生省社第559号	第26次改正	昭和47年3月14日厚生省社第213号
第27次改正	昭和47年9月29日厚生省社第748号	第28次改正	昭和48年3月12日厚生省社第200号
第29次改正	昭和48年10月1日厚生省社第895号	第30次改正	昭和48年3月27日厚生省社第333号
第31次改正	昭和49年5月9日厚生省社第473号	第32次改正	昭和49年6月13日厚生省社第528号
第33次改正	昭和49年9月30日厚生省社第746号	第34次改正	昭和49年11月27日厚生省社第848号
第35次改正	昭和50年3月31日厚生省社第240号	第36次改正	昭和50年8月15日厚生省社第758号
第37次改正	昭和51年3月31日厚生省社第297号	第38次改正	昭和51年5月18日厚生省社第479号
第39次改正	昭和51年8月14日厚生省社第752号	第40次改正	昭和51年9月20日厚生省社第827号
第41次改正	昭和52年3月31日厚生省社第296号	第42次改正	昭和52年5月14日厚生省社第470号
第43次改正	昭和52年8月18日厚生省社第760号	第44次改正	昭和53年3月31日厚生省社第377号
第45次改正	昭和53年5月11日厚生省社第556号	第46次改正	昭和54年1月17日厚生省社第9号
第47次改正	昭和54年3月31日厚生省社第345号	第48次改正	昭和54年7月27日厚生省社第669号
第49次改正	昭和55年1月25日厚生省社第60号	第50次改正	昭和55年3月31日厚生省社第428号
第51次改正	昭和55年5月1日厚生省社第514号	第52次改正	昭和55年11月27日厚生省社第985号
第53次改正	昭和56年3月31日厚生省社第332号	第54次改正	昭和56年5月20日厚生省社第547号
第55次改正	昭和56年7月22日厚生省社第726号	第56次改正	昭和57年3月31日厚生省社第381号
第57次改正	昭和57年5月11日厚生省社第514号	第58次改正	昭和58年3月31日厚生省社第230号
第59次改正	昭和58年5月17日厚生省社第358号	第60次改正	昭和59年3月31日厚生省社第266号
第61次改正	昭和59年5月22日厚生省社第388号	第62次改正	昭和60年3月30日厚生省社第341号
第63次改正	昭和60年5月21日厚生省社第465号	第64次改正	昭和61年3月31日厚生省社第295号
第65次改正	昭和61年5月17日厚生省社第492号	第66次改正	昭和62年3月28日厚生省社第348号
第67次改正	昭和62年5月18日厚生省社第449号	第68次改正	昭和63年3月31日厚生省社第191号
第69次改正	昭和63年5月25日厚生省社第300号	第70次改正	平成元年3月31日厚生省社第215号
第71次改正	平成元年5月31日厚生省社第324号	第72次改正	平成元年12月25日厚生省社第556号
第73次改正	平成2年5月31日厚生省社第100号	第74次改正	平成2年5月31日厚生省社第100号

第77次改正	平成4年3月31日厚生省社第169号	第78次改正	平成4年5月13日厚生省社第80号
第79次改正	平成5年3月31日厚生省発社援第112号	第80次改正	平成5年5月13日厚生省発社援第80号
第81次改正	平成6年3月29日厚生省発社援第100号	第82次改正	平成6年5月26日厚生省発社援第82号
第83次改正	平成6年9月30日厚生省発社援第298号	第84次改正	平成6年11月30日厚生省発社援第84号
第85次改正	平成7年3月29日厚生省発社援第123号	第86次改正	平成7年5月22日厚生省発社援第86号
第87次改正	平成8年3月29日厚生省発社援第129号	第88次改正	平成9年3月31日厚生省発社援第88号
第89次改正	平成10年3月31日厚生省発社援第95号	第90次改正	平成10年5月14日厚生省発社援第90号
第91次改正	平成11年3月31日厚生省発社援第100号	第92次改正	平成11年5月17日厚生省発社援第92号
第93次改正	平成12年3月31日厚生省発社援第112号	第94次改正	平成15年3月31日厚生労働省発0331001号
第95次改正	平成15年5月27日厚生労働省発社援第0527001号	第96次改正	平成15年8月26日厚生労働省発0826002号
第97次改正	平成16年3月25日厚生労働省発社援第0325012号	第98次改正	平成17年3月31日厚生労働省発0331003号
第99次改正	平成18年3月31日厚生労働省発社援第0331011号	第100次改正	平成19年3月31日厚生労働省発0331001号
第101次改正	平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331006号		

標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面で新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施について令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3定による処理基準であることを申し添える。

第1 世帯の認定

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員とすること。

なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することがあるときは、同様とすること。

第2 実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続することが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地と定すること。

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産のよって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

りも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

- 2 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であつて、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

第4 稼働能力の活用

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

第5 扶養義務の取扱い

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

第6 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

第7 最低生活費の認定

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基要
- (4) ひとり親世帯の経済的自立に必要な特別

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 収入に関する申告及び調査

- (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請を該被保護者の収入に関し、申告を行なわせア 実施機関において収入に関する定期又イ 当該世帯の収入に変動のあったことがあるとき。
- (2) 収入に変動があるときの申告については続等を十分理解させ、つとめて自主的な申
- (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先をなわせるものとし、保護の目的達成に必要な行なわせること。なお、その際これらの専を提出させること。
- (4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)まで産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活その他社会保障的施策による受給資格の有及びその世帯における金銭収入等のすべてについて関係先につき調査を行なう等収入源に

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、このときはその額により、そうでないときに

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

イ 農業収入

(ア) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づいて認定すること。

(イ) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、生産必要経費として小作料、農業災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(ア) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額8,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

イ 仕送り、贈与等による収入

(ア) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ウ) (ア)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

(ア) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

(ア) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必

要な最小限度の額（ウからキまでに該当するものを除く。）

- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）
 - コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
 - サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
 - シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
 - ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
 - セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者があつた場合を除く。）
 - ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち36,060円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
 - タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
 - チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
 - (ア) 障害補償費 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10（介護加算額 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又はを除く。）

1級に該当する者に支給される場合	33,790円
障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合	16,900円
障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合	10,150円
 - (イ) 遺族補償費 33,790円
- (4) 勤労に伴う必要経費
- (1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。
- なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額10,400円をその者の収入から控除し、未成年者については、別に定めるところにより、月額11,600円をその者の収入から控除すること。また、就労に伴う収入を得ている者については、特別控除として、年間を通じ次の表の額の範囲内において必要な額をその者の収入から控除すること。

	1 級 地	2 級 地	3 級 地
特別控除額	150,900円	137,300円	123,700円

（備考） 級地区分は、生活保護法による保護の基準別表第9「地域の級地区分」による。

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

- ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費
- イ 就労に伴う子の託児費
- ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金
- エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金
- オ 地方税等の公租公課
- カ 健康保険の任意継続保険料
- キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

第9 保護の開始申請等

生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

第11 施行期日及び関係通知の廃止

- 1 この通知は、昭和36年4月1日から施行すること。ただし、母子加算に関する改正は、昭和36年9月1日から施行すること。
- 2 昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」は、廃止すること。ただし、当該通知中母子加算に関する部分は、昭和36年8月31日までなお効力を有すること。

別表 基礎控除額表 (月額)

収入金額別区分	1 級		2 級		地 級		3 級		地 級
	1 人 目	2 人 目以降	1 人 目	2 人 目以降	2 人 目以降	1 人 目	2 人 目以降	1 人 目	
円 0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000	0 ~ 8,000
円 8,001 ~ 8,339	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000	8,001 ~ 8,339	8,000	8,000
円 8,340 ~ 11,999	8,340	8,000	8,340	8,000	8,340	8,000	8,340	8,340	8,000
円 12,000 ~ 15,999	9,030	8,000	9,030	8,000	9,030	8,000	9,030	9,030	8,000
円 16,000 ~ 19,999	9,720	8,260	9,720	8,260	9,720	8,260	9,720	9,720	8,260
円 20,000 ~ 23,999	10,410	8,850	10,410	8,850	10,410	8,850	10,410	10,410	8,850
円 24,000 ~ 27,999	11,100	9,440	11,100	9,440	11,100	9,440	11,100	11,100	9,440
円 28,000 ~ 31,999	11,780	10,010	11,780	10,010	11,780	10,010	11,780	11,780	10,010
円 32,000 ~ 35,999	12,470	10,600	12,470	10,600	12,470	10,600	12,470	12,470	10,600
円 36,000 ~ 39,999	13,160	11,190	13,160	11,190	13,160	11,190	13,160	13,160	11,190
円 40,000 ~ 43,999	13,850	11,770	13,850	11,770	13,850	11,770	13,850	13,850	11,770
円 44,000 ~ 47,999	14,540	12,360	14,540	12,360	14,540	12,360	14,540	14,540	12,360
円 48,000 ~ 51,999	15,220	12,940	15,220	12,940	15,220	12,940	15,220	15,220	12,940
円 52,000 ~ 55,999	15,910	13,520	15,910	13,520	15,910	13,520	15,910	15,910	13,520
円 56,000 ~ 59,999	16,600	14,110	16,600	14,110	16,600	14,110	16,600	16,600	14,110
円 60,000 ~ 63,999	17,290	14,700	17,290	14,700	17,290	14,700	17,290	17,290	14,700
円 64,000 ~ 67,999	17,980	15,280	17,980	15,280	17,980	15,280	17,980	17,980	15,280
円 68,000 ~ 71,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	18,660	15,860
円 72,000 ~ 75,999	19,350	16,450	19,350	16,450	19,350	16,450	19,350	19,350	16,450
円 76,000 ~ 79,999	20,040	17,030	20,040	17,030	20,040	17,030	20,040	20,040	17,030

円 80,000 ~ 83,999	20,730	17,620	20,730	17,620	20,730	17,620	20,730	20,730	17,620
円 84,000 ~ 87,999	21,420	18,210	21,420	18,210	21,420	18,210	21,420	21,420	18,210
円 88,000 ~ 91,999	22,100	18,790	22,100	18,790	22,100	18,790	22,100	22,100	18,790
円 92,000 ~ 95,999	22,570	19,180	22,570	19,180	22,570	19,180	22,570	22,570	19,180
円 96,000 ~ 99,999	22,940	19,500	22,940	19,500	22,940	19,500	22,940	22,940	19,500
円 100,000 ~ 103,999	23,220	19,740	23,220	19,740	23,220	19,740	23,220	23,220	19,740
円 104,000 ~ 107,999	23,510	19,980	23,510	19,980	23,510	19,980	23,510	23,510	19,980
円 108,000 ~ 111,999	23,800	20,230	23,800	20,230	23,800	20,230	23,800	23,800	20,230
円 112,000 ~ 115,999	24,080	20,470	24,080	20,470	24,080	20,470	24,080	24,080	20,470
円 116,000 ~ 119,999	24,370	20,710	24,370	20,710	24,370	20,710	24,370	24,370	20,710
円 120,000 ~ 123,999	24,660	20,960	24,660	20,960	24,660	20,960	24,660	24,660	20,960
円 124,000 ~ 127,999	24,940	21,200	24,940	21,200	24,940	21,200	24,940	24,940	21,200
円 128,000 ~ 131,999	25,230	21,450	25,230	21,450	25,230	21,450	25,230	25,230	21,450
円 132,000 ~ 135,999	25,520	21,690	25,520	21,690	25,520	21,690	25,520	25,520	21,690
円 136,000 ~ 139,999	25,800	21,930	25,800	21,930	25,800	21,930	25,800	25,800	21,930
円 140,000 ~ 143,999	26,090	22,180	26,090	22,180	26,090	22,180	26,090	26,090	22,180
円 144,000 ~ 147,999	26,370	22,410	26,370	22,410	26,370	22,410	26,370	26,370	22,410
円 148,000 ~ 151,999	26,660	22,660	26,660	22,660	26,660	22,660	26,660	26,660	22,660
円 152,000 ~ 155,999	26,950	22,910	26,950	22,910	26,950	22,910	26,950	26,950	22,910
円 156,000 ~ 159,999	27,280	23,190	27,280	23,190	27,280	23,190	27,280	27,280	23,190
円 160,000 ~ 163,999	27,550	23,420	27,550	23,420	27,550	23,420	27,550	27,550	23,420
円 164,000 ~ 167,999	27,890	23,710	27,890	23,710	27,890	23,710	27,890	27,890	23,710
円 168,000 ~ 171,999	28,090	23,880	28,090	23,880	28,090	23,880	28,090	28,090	23,880
円 172,000 ~ 175,999	28,380	24,120	28,380	24,120	28,380	24,120	28,380	28,380	24,120
円 176,000 ~ 179,999	28,750	24,440	28,750	24,440	28,750	24,440	28,750	28,750	24,440
円 180,000 ~ 183,999	28,950	24,610	28,950	24,610	28,950	24,610	28,950	28,950	24,610
円 184,000 ~ 187,999	29,240	24,850	29,240	24,850	29,240	24,850	29,240	29,240	24,850

188,000～191,999	29,530	25,100	29,530	25,100	27,220	23,140
192,000～195,999	29,810	25,340	29,810	25,340	27,220	23,140
196,000～199,999	30,240	25,700	30,200	25,670	27,220	23,140
200,000～203,999	30,380	25,820	30,200	25,670	27,220	23,140
204,000～207,999	30,670	26,070	30,200	25,670	27,220	23,140
208,000～211,999	31,000	26,350	30,200	25,670	27,220	23,140
212,000～215,999	31,240	26,550	30,200	25,670	27,220	23,140
216,000～219,999	31,530	26,800	30,200	25,670	27,220	23,140
220,000～223,999	31,820	27,050	30,200	25,670	27,220	23,140
224,000～227,999	32,100	27,290	30,200	25,670	27,220	23,140
228,000～231,999	32,390	27,530	30,200	25,670	27,220	23,140
232,000～235,999	32,680	27,780	30,200	25,670	27,220	23,140
236,000～239,999	32,960	28,020	30,200	25,670	27,220	23,140
240,000～	33,190	28,210	30,200	25,670	27,220	23,140

(備考) 級地区区分は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第9「地域の級地区区分」による。